

横浜地方裁判所委員会（第31回）議事概要

1 日時

平成29年11月21日（火）午後3時～午後5時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

利用しやすい裁判所について～要配慮者への対応を中心に～

4 出席者

（委員）大友喜一郎，片岡敏晃，加藤勝，鹿子木康，椛島洋美，北川薫，近藤宏子，杉本朗，時任和子，富田善範，播本慶子，宮岡等（五十音順，敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

5 議事

(1) 所長あいさつ

(2) 新任委員の紹介

（新任委員）加藤勝，杉本朗，北川薫，田中敏子，和城信行（任命順，敬称略）

(3) 説明者の紹介

亀田勝己（民事訟廷副管理官），吉行数真（裁判員調整官），越田秀之（総務課長），渡辺泰典（人事課長），大樋裕康（経理課長），向川純平（神奈川県弁護士会弁護士）

(4) 今回テーマに関する説明者の説明

① 越田総務課長から「利用しやすい裁判所について～要配慮者への対応を中心に～」と題して説明

② 大樋経理課長及び吉行裁判員調整官による庁舎案内・見学

- ③ 亀田民事訟廷副管理官及び吉行裁判員調整官から各部署の対応例等の紹介
 - ④ 向川弁護士から「利用しやすい裁判所について～司法手続きにおける合理的配慮」と題して説明
- (5) 意見交換 (発言 ■委員長 ○委員 □説明者)
- 要配慮者対応研修の一環として、平成29年度に発達障害に関する講演を受けたという説明がありましたが、裁判所としてはそれを参考に発達障害をお持ちの方に対応しようということだと思えます。

発達障害の当事者の特性は本当に多様だと思うのですが、発達障害をお持ちの方にこういった配慮を考えているとか、こういった配慮の事例があるということがありましたら教えていただきたいと思えます。
 - まず、実施した研修の内容から御紹介したいと思えます。本年度、発達障害に関する御講演を頂戴したところなのですが、我々職員としても発達障害について余り詳しくないところもございませう。今回は、あくまでも入門編ということで、発達障害というのはそもそもどういふものなのかという本当に易しいところから御講演をお願いしまして、その基礎知識を前提として、どういふところに気をつけたほうがいいかというあたりを質疑、応答でお聞かせいただいたところですので、裁判所としてこういった配慮を行いますというところまで踏み込んだお話はできなかつたところもございませう。
 - 今回は入門編ということでしたが、今後も引き続き発達障害に関する理解、啓発で講演、研修などを続けるという予定があつたら教えてください。
 - 視覚障害であつたり、聴覚障害であつたり、障害の類型はいくつかございませうので、幅広く職員の意識啓発を行う必要もございませう。ですので、発達障害だけを取り上げるわけにはまいらないうのですが、今後の企

画の中で内容について改めて検討して、数年のうちには再度取り上げるようなことを考えていきたいと思っております。

- 発達障害で具体的に何か問題になったということは今のところはないという理解でいいのですね。

講演の内容としては、主に発達障害の大人への対応の話ですか。

- 幼少時期，少年期，その後の成年期以降に分けて，こういうところで発達障害の傾向が見られるという一般的な御説明はいただいたところがございます。

- 大人の発達障害の方については，講演者によって言うことが全然違うのです。だから，裁判所において今後も講演を受けていくということであれば講演者をどう選ぶかとか，あるいは複数の人の意見を聞くというふうにさせていただきたいと思えます。

それともう一点伺おうと思っているのは，裁判所に求める対応内容は，あくまでも御本人の希望どおりでいいという理解でいいのですか。例えば，本当に発達障害なのかとか，本当に知的障害なのかとか，本当に麻痺があるのかということは，御本人の申し出があれば，医学的な診断とは分けて対応を検討するという理解でいいですか。

- 我々は専門家ではないので，そこは御本人の申告に基づいて一義的には対応させていただくということになるかとは思えます。

合理的配慮についてはその人の障害の状況，特性などをきちんと踏まえるということもありますので，先ほど御説明した研修などを重ね，専門家ではないなりに，きめ細かな対応をしようということによってやっております。まずはどのような障害者であって，どのような合理的配慮を求めているのか，きめ細かく聞くということを行っているとお理解いただいております。

- 二つお尋ねしたいと思うことがございます。

一つは施設見学もさせていただいて、法の趣旨に従った充実した設備や機材の用意がされているということで、大変感銘を受けたところでございまして、本当によく考えられているなど思ったのですが、神奈川県内には4つの支部がございますし、本日簡裁の案内もしていただいたわけですが、県内には横浜簡裁のほかにもたしか10の簡裁があるということでございます。ですので、支部や本人利用の方が多いと思われる簡裁では、本庁並みの配慮がなされているのかどうか、あるいはなされていないとすれば、今後の課題としてどういうことが考えられるのかというところを教えてくださいたいというのが一つ目の質問です。

それからもう一つは、本日は平常時、普段の仕事の中での障害者の方への配慮ということが考えられていたと思いますけれども、災害発生時、例えば災害が発生して停電になってエレベータが止まってしまった、音声案内も難しいというような場合に、もし庁舎内に障害者の方がとどまっていると予想される場合にどういう配慮がされているのか、その辺の裁判所なりの工夫がもしありましたら教えていただけたらと思って御質問させていただきます。

■ では、まず支部、簡裁等についてどういうふうに対応しているかについて、よろしいですか。

□ 管内については、例えば独立簡裁とか非常に小規模な裁判所もございます関係で、本庁並みに必ず玄関のところには有人の対応というところはなかなか難しいところがございます。

ただ、小規模な裁判所ですと、逆に書記官室が入口近くに設置されていることが多くて、基本的に書記官室のほうでどのような来庁者が来ているのかというところを確認して、対応が必要な方が来庁した場合には、書記官室のほうで即座に玄関まで出て対応していくという庁が多いと認

識しております。

一方、例えば管内の保土ヶ谷簡裁ですと、入口から裁判所の執務室まで遠いというところがございますが、インターホン等の設置はあるのですが、1階に事務室のある警察、検察といった他機関の御協力をいただいで、御連絡をいただいで対応しているというようなところが残っているのもまた事実でございます。

ただ、保土ヶ谷簡裁のように大きくてエレベータもないような庁舎には、例えば階段昇降機とって電動で階段を上れるような器具の備えつけもございまして、現状でできる限りの対応を裁判所としてはさせていただいております。

□ 今、ハード面の御説明をさせていただきましたが、ソフト面という趣旨で御説明いたします。相談体制の整備について、裁判部と事務局との間で合理的配慮というものがどこまでどういうふうに行けるのかということを経営として共有し、きめ細かな対応ができるような体制を整えていることについては冒頭で御説明したとおりでございます。

これは裁判部と事務局というだけではなくて支部や独立簡裁との関係でも、あらかじめ合理的配慮の申し出がありました、あるいは、実際、今こういう状況に直面していますというときは、事前に事務局のほうに情報提供ないし相談をしてもらった上で、合理的配慮の提供についてどうすべきなのかということを経営として検討する体制をしっかりと整えておるといってございまして。

以上、ソフト面、ハード面で支部、管内を含めて対応しておるところでございます。

■ では、もう一点の危機管理時、地震とかが起きてエレベータが動かないといったときにどうするかといったところは、どこまで考えているかということですね。

□ ハード的なお話にはなりますが、保土ヶ谷簡裁に設置しているものとは違うのですけれども、非常時に上層階から1階まで降りられるような階段避難機といますか、階段を使って足の不自由な方をおろす機械、滑るようにして階段を降りていくものなののですけれども、そういったものの整備がございます。

他には、実際に例えば負傷とかかれて、多数の負傷者が出ている場合については、レスキューキャリーマットとって簡易なものではあるのですけれども、数人でそれを使って上層階から下層階のほうに速やかに避難させるようなものの準備はございます。

ただし、地震でエレベータは止まったものの、庁舎に異常がなく、緊急避難の必要がない場合で、比較的早期の復旧が見込まれる場合は、御都合を伺って、復旧までお待ちいただくという選択肢もあるかと思えます。

■ 横浜管内は4つ支部があり、6つの独立簡裁といたしまして簡易裁判所だけの施設もございます。したがって、先ほどお見せしたような機器が全部は当然そろっているわけではないのですけれども、最初に来られたときはそこでできるだけの対応を行い、その後、手続が進むような場合は、あらかじめそれを貸し出すなり準備をするといったことを考えて、できる限りの対応を行うという体制になっているかと思えます。

○ 二点お伺いしたいのですが、横浜地方裁判所として聴覚障害ですとか車椅子とか、想定している部分については対応ができるかと思うのですが、想定していなかった部分で何か合理的配慮をした事例があれば教えていただきたいのと、あともう一点は弁護士会の方で、当事者の方の声を聞いていくというのが重要だというお話がありましたが、地方裁判所として当事者の方の御意見を聞く機会が今まであったのか、これから何か予定しているのかと、この二点を教えていただければと思います。

- 想定していなかった事例ということで、刑事部であった事例は、裁判員候補者御本人で事前に送付されたサポート連絡票において、振り仮名を全部振ってほしいという方がいらっしやいまして、具体的にどういう障害ということは書かれていなかったのですが、当日使用するパワーポイント及び当日お配りする当日質問票に全て振り仮名を振るような形で対応させていただきました。今までのところ、想定外で困った事例はございません。
- もう一点、障害のある当事者の方々の意見を聞いたことがあるかということですが、裁判所としては、来られた当事者の申し出や要望を聞き、それに対応していくという形ですから、例えば障害者団体から意見聴取したといったような形で一般的な意見聴取は今回の実施要領の施行に伴っては特にやっていないと思います。むしろ来られた当事者の要望になるべく添うようにしてきたというところがあります。
- もし機会がございましたら、我々のほうでわからない部分も多々あるかと思いますので、一方的な形ではなくて、団体の意見を聞くといった取り組みも進めていただけるとありがたいと思っています。
- 車椅子の関係で1階の入口のところを見せていただきましたが、車椅子の貸出しをしたケースというのは、具体的には、来る前に事前に問い合わせがあって利用がされたということなののでしょうか。
- 二つのパターンがございまして、あらかじめ担当部に申し出があり、それを受けて貸し出したケースと、事前に特段の申し出もなく当日来庁された際に守衛にお申し出をいただいて貸し出したケースと、両パターンがございまして。
- 車椅子が守衛室の中に配置してありましたが、裁判所に車椅子が用意されているとは思っていない方もいると思いますので、車椅子の用意があることを表示したり、置き場所を工夫してはいかがかと感じました。

○ 私の所属する組織において、対応要領の策定に当たり公聴会が合同で開かれたときに、障害者の方の意見などもお伺いしたことがあるのですが、その中で、障害者の方は政府、各機関であれば、いろいろな共通する要望を持っていることがあって、全ての機関に一つ一つ要望を言わなければいけないのではなくて、一つの機関に言えば情報が共有されるような枠組みがあるとありがたいというようなことをおっしゃっていた方がいらした記憶があります。

複数の裁判所で同時にかかわる方がいらっしゃるかどうかはよくわからないのですが、裁判所の間で障害者の方からこういう要望があったとか、連携が図られるといいのではないかと思います。

仮に、そういうことをされているのであれば、それを発信していかれたらいいかと思います。

また、ホームページなど対外的な情報発信においても受け取り手としての障害者の方を意識されているようですが、情報発信には各裁判所それぞれで発信されているものもあれば、裁判例のように共通したデータベースのようなもので発信されているものもあるかと思います。共通して裁判所全体で取り組まなければいけないこともあると思うのですが、どのようにお取り組みになっているのかできる範囲で御教示いただければと思います。

□ まず、裁判所同士の情報交換、集積といった点ですが、裁判所としては、今まさに実施要領が始まって事例を集積しているところでして手探りのところもございます。そういう意味では最高裁において、各庁から実際の事例を吸い上げて、各庁に紹介するというような取組みは行っています。ただ、実際に行った合理的配慮の適否というところまで整理されているかどうかという、実はそういう状況にはないのではないかと思います。

□ 施設的な面でございますけれども、裁判所については最高裁判所のほうで障害者対応のための基準項目というものがございまして、例えば先ほどの車椅子とかもそうなのですけれども、障害者用エレベータとかオストメイト対応のトイレとか、幾つか項目がございまして、最高裁に報告するようになっていきます。

最高裁で全裁判所の情報を把握した上、例えば横浜であれば横浜の裁判所のホームページにこういうような設備がありますというような周知がなされております。

■ 裁判所の場合、ほかの行政機関や企業とやや違うのは、ほとんどが裁判自体の対応が多いのです。そうすると、やはり基本的には裁判体、裁判官の判断という事柄で訴訟手続における決定ということが絡んでくるので、必ずしも対応を統一しきれぬかという問題がございまして。

そうであっても、基本的にはできる限り対応すべきだということで、この1年半、裁判官の意識啓発を一生懸命やってきたというところがあります。裁判手続上、当事者の権利、主張を障害ゆえに不十分にしてしまうことのないようにするという認識が浸透しつつあるというのが現状ではないかと思っております。

○ 大学のほうでもいろいろな形の障害のある学生というのが今、増えておりまして、障害者差別解消法の施行に伴って大学としても制度設計して実施しているところなのですけれども、まだまだうまく対応できていないところもありまして、今日のお話は大変参考になりました、

今日のお話は、要配慮者への対応を中心ということで、どちらかという話の中心は原告とか被告、被告人とか、あるいは傍聴に来る人とかというお客さんのほうの話でしたけれども、本学の修了生で肢体不自由の者が司法試験に音声対応のパソコンを使って合格した例がございまして、裁判所でも司法修習生としてお世話になったと思うのですけれど

も、今後そういった障害を持つ裁判官、法曹資格者というのが出てくると思います。今日、拝見したところ、単独法廷を見せていただくと少しバリアフリーではなかったりして、今後、そういった裁判官とか法曹関係者に対するいろいろな面でのバリアフリーというものが計画としてあるのかどうかということをお聞かせ願います。

□ 傍聴席については各法廷、バリアフリーになっているかと思えます。

裁判官側という観点でいきますと、当庁舎にも実は裁判官の出入口にスロープがついていてバリアフリーになっている法廷がございます。そういう裁判官が仮に配属された場合には、基本的にはそのような法廷をお使いいただくということが中心になるかと思えます。

身体に障害のある裁判官というのは、既に各裁判所に結構配置がございまして、それぞれの裁判所で必要があれば改修等を行って、対応を進めつつあると認識しております。

■ 車椅子を使われる司法修習生がいらしたことがあります、例えば多目的トイレなどについても、実際に使った方としての有益な意見もいただくこともでき、ありがたく思っています。

この障害の関係は、要するに障害がある人もない人も同じことができる社会を実現するという話だと思います。裁判所としては障害がある方も同じように裁判に参加することができるように実現していかなければいけないと思っています。

では、今日もいろいろと貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

(6) 次回の予定

ア テーマ

「裁判員制度の現状と課題」

イ 開催日時

平成30年5月31日（木）午後2時00分～午後4時30分

以上